

都市計画案の縦覧と意見書の提出について

現在、青井被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画（案）について、下記のとおり縦覧を実施しています。

この都市計画（案）に対し、人吉市民及び利害関係者は、**市へ意見書を提出**することができます。

◆都市計画案の縦覧方法

- 期 間：令和4年2月22日（火）～3月7日（月） ※土・日曜、祝日を除く
- 時 間：午前8時30分～午後5時15分
- 縦覧場所：人吉市復興局復興支援課（カルチャーパレス 仮本庁舎2階）

◆都市計画案に対する意見書の提出方法

- 意見書を提出できる方：人吉市民（人吉市に事業所等を有する法人を含む）、利害関係者
- 提出方法（提出期限）：
 - 直接提出・FAX・メール送信（3月7日（月）午後5時15分まで）
 - 郵送（3月7日（月）必着）
 ※FAX、メールで提出される場合は、その旨を電話でご連絡ください
- 意見書の記載事項：

意見書に次の事項をご記載ください

 - 意見書を提出される方の住所、氏名、電話番号をご記載ください
 - 表題に「青井被災市街地復興土地区画整理事業の案に対する意見書」とご記載ください
- 提出先：下記「お問い合わせ」までご提出ください

※これらに関する情報は、市ホームページにも掲載しています。ホームページをご覧になれない人はお問い合わせください。

◇お問い合わせ◇

人吉市役所 復興局 復興支援課

〒868-8601 熊本県人吉市下城本町 1578-1

T e l:0966-22-2111(内線：8894)

F a x:0966-24-7869

E-mail:fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp

復興まちづくりニュース

Vol.1

青井地区

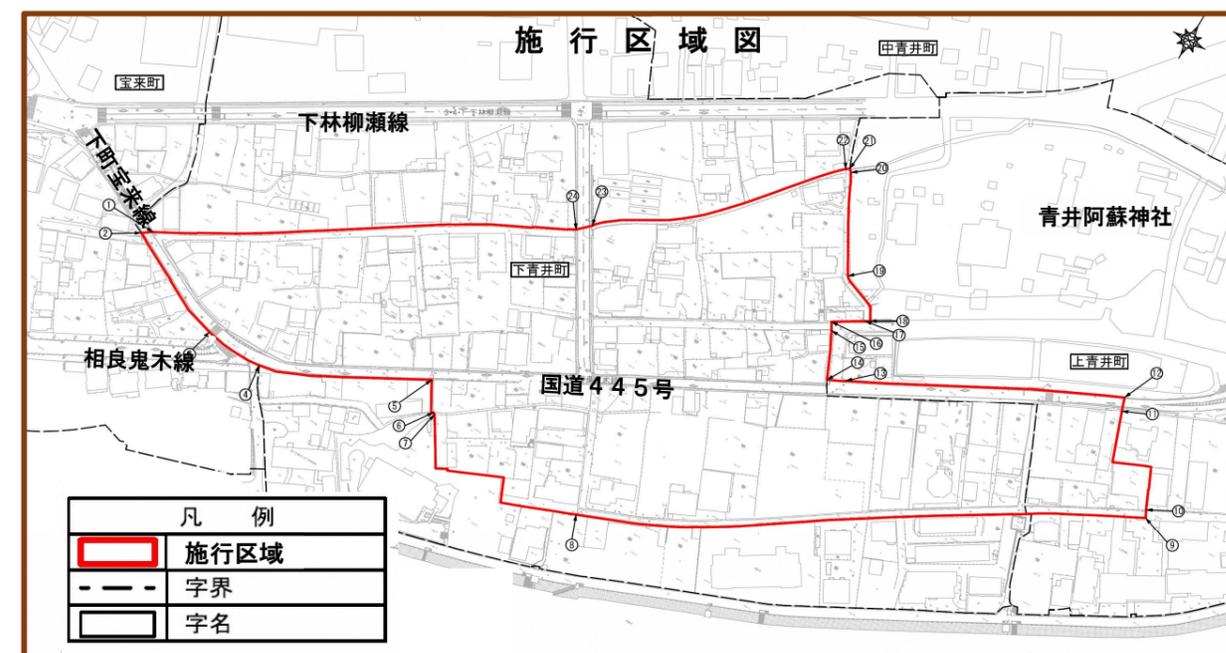
青井地区被災市街地復興土地区画整理事業（案）に係る説明会を開催しました

令和4年2月17日（木）～19日（土）、「青井地区被災市街地復興土地区画整理事業（案）」に係る説明会を開催し、青井地区の復興事業として活用を検討している土地区画整理事業について、ご説明させていただきました。今後、当土地区画整理事業の都市計画決定に向けた手続きを進めてまいります。

青井地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の都市計画（案）

- 名 称：青井被災市街地復興土地区画整理事業
- 施行面積：約5.2ヘクタール
- 施行区域：下記図のとおり
- 施行理由：

人吉市復興まちづくり計画において、青井地区の将来像については「青井阿蘇神社を中心とした歴史文化・賑わいの形成」を掲げており、復興まちづくりの推進と併せて、避難路・避難地の確保、緊急輸送道路の改良、未接道敷地の解消、住宅地の安全性の向上等、青井地区が抱える防災や再建等の課題を解決し、令和2年7月豪雨からの早期復興を図るため、土地区画整理事業の都市計画を決定するもの。



■土地区画整理事業施行区域内における道路・公園の整備方針（案）

- 国道445号：緊急輸送道路・避難骨格道路（標準幅員14m）
- 区画道路：避難道路、狭あい道路・未接道敷地の解消（標準幅員6m）
- 街区公園：（平時）住民の憩いの場・レクリエーション広場等
青井阿蘇神社と連携した観光交流スペース等
（災害時）一時避難場所、防災活動スペース等

※道路、公園の配置や活用方法等については、今後、住民や関係者の皆さまのご意見を踏まえた上で決定します。また、まちづくりや賑わいづくりに必要な機能（施設）の配置や活用方法についても並行して検討を進めてまいります。

『青井地区・事業計画検討会』（第1回・第2回）における主な意見について

第1回
令和3年10月14日（木）18時30分～
（人吉鉄道ミュージアム MOZOCA ステーション 868）



第2回
令和3年12月17日（金）15時～、19時～
（東西コミュニティーセンター）



参加者の主な意見と市の回答内容を簡潔にまとめています。

区分	参加者のご意見・ご質問	回答（市）
国道445号の 拡幅整備につ いて	・拡幅により交通量が増え、かえって危なくなる のではないかと。	・本国道は、災害時の安全確保ができるよう緊急避難 道路として機能整備したいと考えている。
	・道路が広がることで、車が通過するようになり、 青井阿蘇神社を活かした賑わいはできない のではないかと。	・防災機能向上と併せ、青井阿蘇神社との賑わい形成 に留意した整備を検討していきたい。
青井阿蘇神社 周辺の賑わい 形成について	・道路はただ広くするのではなく、路地裏や横丁 のように青井阿蘇神社近くを観光商店街として はどうか。	・地元の意向を踏まえ、沿道に商業者が戻っていただ けるよう、青井阿蘇神社と連携した賑わいづくり を検討していきたい。
	・青井阿蘇神社を中心とした賑わい形成を考える のであれば、周辺に駐車場が必要だと思う。	・広場や門前町など、賑わい拠点整備について検討し てくが、駐車場の整備についても併せて検討して いきたい。
その他の道路・ 公園整備につ いて	・災害時の避難の観点から裏通りとなる狭い道路 についても拡幅を希望したい。	・対策が必要という認識を持っている。地権者の意向 も踏まえ整備方針を検討していく。
	・公園の配置はどう考えているのか。	・公園の誘致距離250mや避難地としての利用に 留意し、地権者の意向も踏まえ位置を精査してい く。
事業手法・区域 案について	・土地区画整理事業では、道路と公園の用地をど うやって確保するのか。	・土地区画整理事業が進めるとなった場合、その区域 内に土地をお持ちの皆さまから、土地を一部提供 げんぶ （減歩という）していただき、その提供いただいた 土地を道路や公園等の用地に充てていくというこ とになる。
	・基盤整備により移転等が必要な場合、同じよう な土地の確保や資金、時期について、具体的に はっきり教えてもらいたい。	・沿道にお住まい、商売をしている皆様の再建意向に 沿えるように考え、今後、できるだけ早く具体的な 検討を行ったうえで提示していく。
今後の進め方 について	・高齢者が多く、仮設暮らしの方が多く、情報が 入りにくいと、情報が行き渡るようにして ほしい。	・ご事情により説明会等に参加されていない方々に 対し、別途説明会等の機会や様々な周知手段を用 いて、皆様に情報発信できるよう努めたい。
	・このような場で意見を言いにくい、言えない人 の意見も聞ければ良いと思う。	・アンケート用紙を配布しているので、活用し意見を 寄せてもらいたい。また、今後個別にも訪問する予 定であり、色々なご意見をいただきながら、一緒に 進めていきたい。

『青井地区被災市街地復興土地区画整理事業（案）に係る説明会』について

令和4年2月17日（木）、18日（金）、19日（土） 5回開催
（東西コミュニティーセンター）



参加者の主な意見と市の回答内容を簡潔にまとめています。

区分	参加者のご意見・ご質問	回答（市）
基盤整備等の 方針案につ いて	・国道445号については、例えば、拡幅せ ずに一方通行という手法もあると思う。	・令和2年7月豪雨の際に、漂流物などで道路が閉 塞し、緊急輸送道路としての機能や避難の観点で も課題が露呈した。整備ありきではなく、災害時 にも機能するような幅員（標準幅員14m）が必 要と考える。 災害時を意識した整備が必要であるとともに、歩 行者の安全性や観光客の回遊性にも配慮した道 路を目指したい。
	・人吉らしさと賑わいの創出について具体 的にどういものなのかが資料で分かりに くい。画像とか立体的にまちをイメージす ることができれば、もっとわかりやすくな るのではないかと。	・人吉らしさと賑わいの創出は難しい面もあるが、 青井、中心市街地、老神の3地区を回遊できるま ちづくりや、基盤、安全性を確保した上で、色合 いなどの街並みについて、一定のルール作りを進 めていく必要があると考えている。 引き続きご意見をいただき、皆さんと一緒にまち づくりを進めていきたい。
事業手法と事業 区域案につ いて	・国道445号が拡幅になるとのことだが、 拡幅される道路が、土地区画整理事業の区 域内におさまるとのことか。	・土地区画整理事業区域の中央部は区域内に国道が 含まれるが、一部は区域の外側に国道が整備され ることも想定される。 その場合は、土地区画整理事業以外の直接買収方 式での整備を予定している。
	・国道の拡幅と門前町と公園を市が整備する 場合、公共事業で提供する減歩率は何%に なるのか。	・減歩率については、先行買収等により、減歩率を 緩和するような工夫をしながら事業を進めたい。 先行買収できる土地がどのくらいあるかで減歩 率が変わるため、現時点で示すことは難しい。
今後の進め方 について	・意見書については出しにくい人もいるこ とから、過去の主な意見や回答を要約し たものでもいいので地域住民に提示する など、意見を出しやすいように配慮して ほしい。	・地区別懇談会等では地区別懇談会だより等で主な 意見を発信してきたが、今後も意見を出しやす いよう、過去の主な意見や回答の発信について検 討したい。